

営業権の評価明細書

		被相続人等の氏名	相続開始等の年月日			
事業所所在地又は本店所在地	事業の内容	商号又は屋号				
氏名又は法人名						
平均利益金額の計算	年分又は事業年度	① 事業所得の金額又は所得の金額(繰越欠損金の控除額を加算した金額)	② 非経常的な損益の額	③ 支払利息等の額	④ 青色事業専従者給与等又は損金に算入された役員給与の額	⑤ (①±②+③+④)
						① 円
	前年分又は直前事業年度					② 円
						③ 円
$(①+②+③) \times \frac{1}{3} =$		円…⑥	平均利益金額 (④の金額と⑥の金額のうちいずれか低い方の金額) =		円…⑦	
標準企業者報酬額の計算	標準企業者報酬額 (標準企業者報酬額表に掲げる平均利益金額の区分に応じ、同表に掲げる算式により計算した金額)					
	(⑦の金額)		【標準企業者報酬額表】			
	_____ 円 × 0. _____ + _____ , 000, 000 円		平均利益金額の区分	標準企業者報酬額の算式		
	= _____ 円 …⑧		1億円以下	平均利益金額×0.3+10,000,000円		
			1億円超 3億円以下	平均利益金額×0.2+20,000,000円		
			3億円超 5億円以下	平均利益金額×0.1+50,000,000円		
			5億円超	平均利益金額×0.05+75,000,000円		
総資産価値の計算	科 目	相 続 税 評 価 額	科 目	相 続 税 評 価 額		
		円		円		
				合 計	⑨	
(平均利益金額(⑦))		(標準企業者報酬額(⑧))		(総資産価値(⑨))		(超過利益金額(⑩))
_____ 円 × 0.5		- _____ 円		- [_____ 円 × 0.05]		= _____ 円
(超過利益金額(⑩))		(営業権の持続年数に応ずる基準 年利率による複利年金現価率※)		(営業権の価値)		
_____ 円		× _____		= _____		円
※ 営業権の持続年数は、原則として、10年とします。						

(平成二十年分以降用)

(注) 医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡とともに消滅するものは、評価しません。